

はじめに

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条及び大阪市教育行政基本条例第 6 条各項の規定により、市長及び教育委員会が、毎年、教育振興基本計画に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成して市会に提出するとともに、公表するために作成したものである。

教育委員会では、平成 23 年 3 月に策定した「大阪市教育振興基本計画」に基づき「平成 24 年度教育委員会事務局運営方針」を定め、目標像・使命の達成に向け、戦略的に取り組むべき課題を明らかにし、その解決のための具体的取組を示した。

この局運営方針では、目標像として「未来に向けてたくましく生きる“なにわっ子”の育成」、「パートナーシップに基づく“自律と協働の生涯学習社会づくり”の推進」を掲げ、使命として「学校教育の質を高め、子どもの生きる力をはぐくむ教育活動を充実する」、「市民の主體的な生涯学習活動を支援するとともに、教育コミュニティを支えるしくみづくりを推進する」を定めた。そして、目標像・使命を実現するため、3つの経営課題、7つの戦略、25の具体的取組を定め、それらに沿って取組を実践したところである。

このたびの点検及び評価は、教育委員会事務局による自己評価及び市政改革室による内部評価を経て、大阪市運営方針評価有識者会議において学識経験者の知見を活用しながら、局運営方針に掲げた目標の達成状況等を戦略ごとに評価し、今後の取組の方向性を明らかにした。本市では、平成 24 年 5 月に「大阪市教育行政基本条例」を、同年 7 月に「大阪市立学校活性化条例」をそれぞれ制定し、平成 25 年 3 月に「大阪市教育振興基本計画」を改訂し、今後の教育改革の方向性を定めたところであり、教育改革を推進する視点から点検及び評価を実施した。また、教育委員会の各委員が、目標の達成に向けて自ら行った取組や活動の状況等について点検及び評価も併せて行った。さらに、区内の教育行政に関わる区長及び区担当理事としての立場から、区長の意見も掲載している。

これらの点検・評価の結果については、次年度以降の局運営方針の策定及び予算案の編成に反映するなど、課題の解決に向け、取組の工夫・改善や施策・事業のさらなる選択と集中に活かしてまいらる。

(参考) 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

大阪市教育行政基本条例(抄)

第 6 条 市長及び教育委員会は、教育振興基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを市会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会の委員は、教育振興基本計画に定めた目標を達成するために自ら行った取組、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果を前項の規定による点検及び評価に含めるものとする。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

1 点検評価の対象

本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成 23 年 3 月に策定した「大阪市教育振興基本計画」に基づき、大阪市教育委員会では、本市の教育行政がめざすべき将来像（目標像）、その実現のために局の担うべき役割（使命）、経営課題や戦略・具体的取組を明らかにした「平成 24 年度局運営方針」を策定した。

このたびの点検及び評価においては、局運営方針に掲げた経営課題や戦略・具体的取組について点検・評価を行った。

2 点検・評価の方法

- (1) 教育委員会事務局が、平成 24 年度の局運営方針に掲げた戦略の進捗状況などを記載した「自己評価シート」を作成する。
- (2) 教育委員会委員が、自己評価シートをもとに点検及び評価を行うとともに、各委員が教育振興基本計画に定めた目標の達成に向けて自ら行った取組や活動の状況等について点検及び評価を行う。
- (3) 市長直轄組織の市政改革室において、自己評価シートの妥当性や戦略のあり方について全市的な観点から内部評価を実施するとともに、大阪市運営方針評価有識者会議において、市外部の学識経験者による外部評価を実施する。
(参考) 大阪市運営方針評価有識者会議委員（保健福祉・教育分野）
川島 ゆり子委員（花園大学社会福祉学部社会福祉学科准教授）
徳久 恭子 委員（立命館大学法学部准教授）
- (4) 内部評価及び外部評価の結果も踏まえ、教育委員会において報告書案を作成したうえで、区長（区担当理事）の意見も聴取し、教育委員会会議で議決し、市長の決裁を経た後に、市長及び教育委員会が共同して市会に報告書を提出するとともに、市民に公表する。

3 報告書の構成

本報告書は、教育委員会の活動状況、教育委員会としての総括、各委員の取組等についての自己評価結果、施策に対する点検・評価、区長（区担当理事）からの意見で構成している。

施策に対する点検・評価については、戦略ごとに「局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等」、「戦略を通じた今後の方向性」の順で記載した。

なお、「局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等」は、平成 24 年度の局運営方針に掲げた戦略の進捗状況や具体的取組等を評価したものであり、具体的取組の達成状況、戦略の進捗状況とめざす成果の達成状況を示すために使用した記号の内容は、次のとおりである。

具体的取組の業績目標の達成状況

- ：目標を上回る達成
- ：目標を概ね達成
- ：目標を達成できなかった
- () 取組は予定どおり実施した
- () 予定していた取組を実施しなかった

戦略の達成目標の進捗状況

- A：目標を上回る成果が得られている
- B：概ね目標どおりの成果が得られている
- C：目標とする成果は得られていない

ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営に向けた取組内容・目標の達成状況

- ：達成
- ：概ね達成
- ：未達成